

千代田区障害福祉プラン(案)に対するご意見の概要と区の考え方

NO	方法	在住・在勤・在学	該当箇所	ご意見	区の回答
1	ホームページ	在勤者①	全体	<p>今回、パブリックコメントの募集について「ホームページ掲載」だと見逃してしまいますので、「メール通知」をお願いしたいです。 サービス事業者としましても、ご利用の保護者様にもご案内や周知も可能ですのでよろしく申し上げます。 コロナ対策のマスク配布の周知等は「メール通知」して頂いたもので、同じことが可能ではと思います。よろしく申し上げます。</p>	<p>パブリックコメントの実施にあたり、ホームページ、ツイッター、フェイスブック及び広報千代田に掲載し、周知を行うとともに、広報掲示板なども活用いたしました。 パブリックコメントは、広く区民等に向けて、ご意見を求める手続きとして実施しておりますので、「メール通知」などによる個々への周知につきましては、難しいと考えております。</p>
2	メール	在住者①	<p>第3章 障害者計画 基本目標1(2) ②(仮称)神田錦町三丁目福祉施設の推進【重点事業】【独自事業】</p>	<p>(仮称)神田錦町三丁目福祉施設は障がいのある方の生活の場になり、将来にわたり暮らしていく施設になります。地域の方々に温かく見守っていただくことは大変大事なことで考えます。</p>	<p>地域交流機能を有する施設として、地域説明会等で地域の方々に向けて丁寧な説明を行いながら、今後とも地域に開かれた施設の整備に取り組んでまいります。</p>
3	メール	在住者①	<p>第3章 障害者計画 基本目標1 コラム 地域の中でともに生きる</p>	<p>「コラム 地域の中でともに生きる」にあるように、障がいのある方は就労・余暇活動をとおして、また、交流の場をとおして、自分が生きていくことを周りの方に知っていただくことだと思います。 地域の方々のご理解を得られるよう、福祉課、社会福祉協議会、地域生活支援拠点となる機関が様々な取り組みをしていただくことをお願いいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。地域の方々のご理解が得られるよう各機関との連携を行うとともに、地域支援拠点の体制整備と併せて、取組みを推進してまいります。</p>
4	メール	在住者①	<p>第3章 障害者計画 基本目標3(1) ①地域生活支援拠点等の整備【重点事業】</p>	<p>千代田区は福祉にかかわる関係機関の面的支援体制を推進しています。各機関が連携をとり、障がいのある方が自分に合う福祉サービスは何を利用したらよいか、どこに相談すればよいか、戸惑うことがないようにしていただきたいと思えます。 そのために、新たに設置されるコーディネーターは、障がいのある方に適切な支援を提供できるようにすることが重要な役割になると思えます。 コーディネーターにはどのような資格を有する方が選任されますか。</p>	<p>障害等のある方のサービスの利用については、各相談支援機関が窓口になり支援をいたします。 地域生活コーディネーター(仮)は、十分な成果が上げられるよう資格や実務経験を含め検討いたします。</p>
5	ホームページ	在住者②	<p>第3章 障害者計画 基本目標3(2) ③発達障害等相談・療育経費助成</p>	<p>発達障害等相談・療育経費助成について、対象を2歳からとしています。子どもの障害や発達面の課題について、早期発見・早期療育を促すとともに、保護者の経済的・精神的な負担を軽減することを目的としていることから、0歳からの利用としても良いのではないかと考えます。</p>	<p>発達障害等相談・療育経費助成の対象年齢の拡大について、検討を進めていきます。</p>

千代田区障害福祉プラン(案)に対するご意見の概要と区の考え方

NO	方法	在住・在勤・在学	該当箇所	ご意見	区の回答
6	ホームページ	在住者②	第3章 障害者計画 基本目標3(2) ④障害福祉サービス利用者負担軽減	利用者が小学校入学前の場合、保育園・幼稚園への通園が考えられますが、障害が重い場合は通園先がないだけでなく、居宅保育も利用できません。また通常の保育園等への通園の場合、兄弟の人数で利用料の補助があるなど、充実していると考えます。そこで、利用者(兄弟がいる場合等)については、通常の保育園利用者と同程度の利用料(保育園では3人目の利用料は無料)となるよう、障害福祉サービス利用料の負担軽減についてご検討いただきたいと思います。	児童発達支援等の利用料の負担軽減について、通常の保育園利用者と同程度の利用料となるよう、検討を進めていきます。 現在、児童発達支援等の利用料については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まったことで、小学校就学前障害児(3歳児～5歳児)の児童発達支援等も無償化の対象となっています。また、小学校就学前児童が2人以上いる場合は、多子軽減措置の適用となり、負担上限月額が軽減される場合もあります。
7	ホームページ	在住者②	第3章 障害者計画 基本目標4 [現状と課題]	アンケート調査結果による介助者に必要な支援の中にある「保護者同士の交流の場」として、児童館であるノーバディーズ・パーフェクトやベビママの会のようなプログラムがあれば、不安や悩みの共有だけでなく必要な支援の具体策があげられる場になります。(ここにあげる意見は重度心身障害かつ医療的ケア児の娘の在宅看護を1年経験した両親によるものですが、個人的な要望も含まれた意見が障害児全体として必要な場合もあると考えます。)	千代田保健所等と連携をしながら、保護者同士が交流できる家族会やプログラムの実施について、検討いたします。
8	メール	団体①	第3章 障害者計画 基本目標4(2) ②学童クラブ	単純なことで恐縮ですが、学童クラブや保育園の先生の発達障害への理解度に差があるので、先生方にレクチャーをするなどの要素は入れられないでしょうか。 実際に理解されていない先生から、息子の行動に対して差別的な発言をされたことがあります。	学童クラブや保育園等の職員に対する発達障害等の理解を深めるための研修のあり方について、検討を進めていきます。
9	メール	団体①	第3章 障害者計画 基本目標4(1) ①障害児ケアプラン事業<はばたきプラン>【重点事業】【独自事業】	基本目標4の「現状と課題」には、対象者が「障害や発達に課題のある子供」とありますが、事業内容では障害児のみを対象としているように見えます。本事業の対象が障害のある人限定なのか、もう少し幅広い対象者(発達に課題のある子供も含む)であるのかを明確に示していただいた方が良いと思われます。	ご意見を踏まえて、事業内容を「障害や発達に課題のある子どもとその保護者の妊娠期…」と修正しました。
10	ホームページ	在住者②	第3章 障害者計画 基本目標4(1) ①障害児ケアプラン事業<はばたきプラン>【重点事業】【独自事業】	「今後の取組の方向性」の9行目から11行目にかけて、「事業に設置する「障害児ケアプラン検討委員会」における専門家や保護者の意見を参考に事業の拡充に努めます。」と記載されていますが、誤記でしょうか？	「事業の実施に合わせて設置した「障害児ケアプラン検討委員会」において、…」と修正しました。
11	ホームページ	在住者②	第3章 障害者計画 基本目標4(1) ⑤重症心身障害児等支援事業	事業内容の終段に記載された「通所時に車両による送迎を行う。」については、他区での事例と同様に、看護師同行による自宅からの送迎を目指すよう、心よりお願い致します。	医療的ケア児への対応として、必要な支援について検討を進めていきます。

千代田区障害福祉プラン(案)に対するご意見の概要と区の考え方

NO	方法	在住・在勤・在学	該当箇所	ご意見	区の回答
12	メール	団体①	第3章 障害者計画 基本目標4(1) ⑥就園相談・就学相談	今後の取り組みの方向性ですが、実際に就学相談を利用した感覚としては、就学相談を希望しても就学相談のプロセスに乗るまでに何をすればいいのかわかりづらい面がありました(実際に相談に行っても他の相談先を紹介されるだけで、就学相談のプロセスに乗っていない状況が続く)。さくらキッズに通っている児童については、さくらキッズを通じて申し込みをした方が円滑に就学相談のプロセスに乗せられると思いました。	就学相談について、さくらキッズと連携を図り、保護者の皆様に分かりやすい説明を行っていきます。
13	ホームページ	在住者②	第3章 障害者計画 基本目標4(1) ⑨千代田区障害児通所給付事業助成	優れた事業と考えますが、他区で児童発達支援の利用料を無料としている事例もあることから、18歳未満の利用料を無料とする方向でご検討いただきたいと考えます。 また、重度心身障害児・医療的ケア児の場合、児童発達支援のみの利用ではなく、障害者福祉サービスの併給が必要となりますが、児童発達支援の利用料無料を優先することで実質負担を無くすよう、ご検討をお願い致します。	千代田区障害児通所給付事業に対するご要望として承ります。
14	ホームページ	在住者②	第3章 障害者計画 基本目標4(2) ①千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業	優れた事業と考えますが、他区で前年の収入に関わらず利用料を無料としている事例もあるため、利用料無料を目指す方向でご検討をお願いいたします。	千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業の利用料の負担軽減について、検討を進めていきます。
15	ホームページ	在住者②	第3章 障害者計画 基本目標4(2) ③障害児保育	重症心身障害児や医療的ケア児でも利用できるように、事業者への支援拡充(看護師派遣等)のご検討をお願いいたします。	医療的ケア児への対応として、必要な支援について関係機関と検討を進めていきます。
16	ホームページ	在住者②	第4章 第6期障害福祉計画 2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業【全体】	冒頭に、「年齢に関わりなく」という文言を加えていただくよう、ご検討をお願いいたします。	サービスによっては障害者総合支援法で年齢制限の規定があるものもあるため、当初案のままとしました。
17	ホームページ	在住者②	第4章 第6期障害福祉計画 2(5) 地域生活支援事業【全体】	冒頭に、「年齢に関わりなく」という文言を加えていただくよう、ご検討をお願いいたします。	事業ごとに目的や対象が異なるため、当初案のままとしました。
18	ホームページ	在住者②	第4章 第6期障害福祉計画 2(5) 地域生活支援事業【日常生活用具給付等事業】	人工呼吸器と一体で使用するマスクについて、医療保険では1機のみ付属されていますが、2機目以降については満額自己負担となっています。24時間装着が必要で、スペアがないと万一の故障や洗い替えもできないため、こういった物品や経管栄養、胃ろうで日常的に使用するシリンジ等の医療保険分を超える物品の自費購入に対する補助の拡充について、ご検討をお願いいたします。	日常生活用具給付費等事業に対するご要望として承ります。
19	ホームページ	在住者②	第4章 第6期障害福祉計画 2(5) 地域生活支援事業【移動支援事業】	利用が必要かどうかは年齢に関係がないため、年齢制限の撤廃についてご検討をお願いいたします。	移動支援事業の対象年齢の拡大について、子どものサービスとの関係、担い手不足の課題及び移動支援のあり方を含めて検討をいたします。

千代田区障害福祉プラン(案)に対するご意見の概要と区の考え方

NO	方法	在住・在勤・在学	該当箇所	ご意見	区の回答
20	ホームページ	在住者②	第4章 第6期障害福祉計画 2(5) 地域生活支援事業【日中一時支援】	タイムケアについて、障害等のある小・中・高校生が利用対象となっておりますが、重症心身障害児や医療的ケア児もその対象に含まれていると解して宜しいでしょうか？	広く受入れできるようにしたいと考えていますが、面談等をしたうえで検討いたします。
21	メール	団体①	第4章 第6期障害福祉計画 2(8) 発達障害者等支援の一層の充実	感想になりますが、ペアレントメンターにはなりたいと思ってるので、ぜひ講座を受けたい。	東京都発達障害者支援センターTOSCA(トスカ)がペアレントメンターの要請派遣事業を実施しています。事業内容について、区としても周知していきます。
22	ホームページ	在勤者①	第5章 第2期障害児福祉計画 1 成果目標の設定	<p>「令和5年度末までに医療ケア児支援のための関係機関の協議の場を設ける。」について「令和5年度」ではなく、「令和3年度」までに協議の場を設けて下さい。</p> <p>千代田区では「医療的ケアが必要な児童」が少数のご状況（人口比率で1.5万人に1名程度）と察しております。そのため、協議の場の設置に対して、優先順位が低いと感じております。</p> <p>「医療的ケア児」のお子様は、「学齢期」であったり「超重症児」であることから、関わる支援機関が多岐にわたっているケースが顕在化されております。</p> <p>居宅訪問型児童発達支援事業では「地域への移行支援」を日々目標に掲げており、子ども達が子どもらしく地域とのつながりが持てる事が大切としています。</p> <p>お子さんごとのケース会議や、事業所間の連絡調整等で、日々、ミクロレベルの連携をしておりますが、ご家族や事業所のマンパワー頼りの現場対応では、その場かぎりとなってしまい、地域そのものが育っていきません。その結果、医療的ケア児の担い手が不足すると継続できなくなる。数年後に同じ事例に対応ができない事が予見されます。</p> <p>そのためには、「協議の場」によるメゾレベルでの連携が必要です。</p> <p>同じ23区内の「世田谷区」や「新宿区」では、協議の場を通じて、「①事業所間の連携が促進する事で受け入れが広がった、②医療的ケア児の支援に関するノウハウが共有できた、③医療的ケア児の担い手や事業者が増えた、④ニーズの掘り起こしができた、⑤ガイドブック等の成果物ができた」等の良い実績も増えてきています。</p> <p>厚労省や文科省は、4年前（平成28年度）から「協議の場」の設置を推進しております。</p> <p>3年後ではなく、来年度（令和3年度）までに設置してください。よろしくをお願いします。</p>	令和3年度は医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置に向け、まずは、区内における医療的ケア児の実態調査を行い、支援検討に努めます。令和4年度末までに協議の場の設置及び医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置を目指していきます。

※ご意見は原文のまま掲載しています。